

令和3年度保育人材に係る学生等への就職・キャリア形成支援相談事業業務委託

公募型プロポーザルに係る事前説明会 質疑応答

No.	質 問	回 答
1	企画提案書の記載内容の総括責任者と業務担当者とは	総括責任者は、業務の指揮命令をする者、業務担当者はキャリアコンサルタント等実際に業務をする者を記載してください。
2	企画提案書の記載内容の総括責任者と業務担当者が、人事異動やキャリアコンサルタントと契約前の段階で、確実に担当できると言い切れない場合どうすればよいか。	原則、確実に担当できる方を提案してください。ただし、人事異動等やむを得ない理由で担当ができなくなった場合は、4月からの業務に支障がないように代わりの総括責任者と業務担当者に引き継いでください。キャリアコンサルタントについては、提案時に実績や適性等も評価基準となるため、やむを得ず、担当できなくなった場合であっても、京都府と協議の上、必ず同等の実績や適性を持つ方を選定してください。
3	キャリアコンサルタントの定義を詳しく教えてください。	原則、仕様書のとおり、キャリアコンサルタントの資格を有する者に限りませんが、これらと同等の資格を有すると京都府が認める者として、その者に同等の実績や経験等があると有資格者でなくても認められる場合もあります。
4	商業登記事項証明書ですが、登記簿謄本 全部事項証明書でもよろしいでしょうか。	問題ありません。
5	業務委託仕様書の3. 業務の実施場所 4. 業務の従事時間について、業務期間中は指定の住所・従事時間・実施日に基づいて勤務を行うことが指示されていますが、業務の従事者が休日外で弊社事務所内にて勤務、または出張に従事するのは原則不可と考えてよろしいでしょうか。	保育所等への訪問や、養成校や関係団体との連携により出張はしていただく必要がありますが、それ以外は京都保育マッチング支援センターとも連携もしやすいように、業委託仕様書のとおり指定の場所で業務に従事していただくこととなります。
6	業務委託仕様書の9. 委託対象経費について、交通費の他、パソコン等についても委託料で賄うこととありますが、業務委託を受託するにあたっては新規にパソコン等を購入する必要がある、従来の業務で使用しているノートパソコンのように持ち運びできるものであっても、使用できないという理解で間違いはないでしょうか。	パソコンについて、京都府で準備することができないため、委託業者様で準備していただきたく思います。すでにお持ちのパソコンが使えるのであれば、新たに購入していただく必要はございません。